

知的財産戦略本部会合 第2回)

知的財産推進計画」 策定に向けて

2003年 4月 18日

キヤノン株式会社

代表取締役社長 御手洗 富士夫

知的財産制度改正の進捗

1. 特許法改正
＝特許料金体系の見直し＝
維持年金の値下げにより、特許力の向上が図れる
2. 不正競争防止法の改正
＝営業秘密の保護強化＝
当社のセキュリティ強化には追い風
3. 関税定率法の改正
＝水際による保護の強化＝
特許権、意匠権等の侵害物品が
輸入差止申立制度の対象へ
4. 民事訴訟法の改正
＝東京高裁の専属管轄化＝
実質的な「特許裁判所」機能の創出

科学技術創造の促進

魅力ある大学へ

* 様々な発想が生まれる環境作り

= 独立行政法人化の活用 =

- ① 海外研究者の受け入れの積極的な促進
- ② 多様な大学教官の構成 他大学出身者、多国籍研究者、民間経験者 等)
- ③ 各大学の海外留学生のネットワーク活用

特色ある大学へ

* 選択と集中は企業ばかりではない！

大学も‘教育で優れた大学’“〇〇の研究で世界トップの大学’等々
特色を持った大学が生き残る

意識改革 実力主義へ)

- ・ 大学教官に対して知的財産創出も含めた成果の評価と
それを反映した給与体系の導入

知的財産戦略の構築

新しい産業創出と知的財産価値の評価・開示への対応

*** ベンチャー企業にとっては、知的財産権の価値評価とその情報開示をすることによって知的財産権を担保とした起業資金の投入を可能にする**

但し

**代替技術の存在、事業の進展状況、企業の置かれた状態、
時間の経過等によって知的財産権の価値は大きく変動する**



**企業の自主的判断によって必要なときに
価値評価の情報開示をするようにすべき**

国際標準取得への取組

背景

すべての機器がネットワークに接続される時代
＝国際標準に準拠した製品開発が必須＝

国際標準化へシナリオ

- 1 世界のトップ技術」を開発すること
- 2 コア技術、周辺技術が特許出願されていること
- 3 標準化にむけて、国、大学、企業間、の連携で標準化活動を推進できる体制が構築されていること

知的財産戦略指標策定ガイドライン

企業の知財戦略指標策定への取組

日本の現状（IMD資料より 2002年）

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 国際競争力 | 30位 |
| (2) 特許関連 | |
| ・自国民の特許登録件数 | 1位 |
| ・外国特許の取得件数 | 2位 |

国際競争力と
特許件数は
直接関係しない

***国際競争力と直接リンクした知的財産戦略指標と
その指標を策定するガイドラインが必要**

指標の例

1. 研究開発費当たりの特許取得件数
2. 特許取得件数当たりの営業利益
3. 特許分類毎（技術分野毎）の特許取得件数

知的財産権の活用

模倣品・海賊品から特許権侵害品の増大への対処
＝発展途上国の技術力の向上＝

1. 知的財産専門高等裁判所創設の早期実現

***判決の予見可能性の確保**

- *技術の高度化・多様化・複雑化への対応**
- *法律と技術のわかる人材の育成**
- *技術裁判官の養成**

2. 水際措置で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる 仕組みの早期構築

***特許権侵害の迅速な判断による水際措置での輸入差止の実現**